

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲府市長 樋口 雄一

市町村名 (市町村コード)	甲府市 (19201)
地域名 (地域内農業集落名)	北部地域 (岩窪、和田、小松、塚原、下積翠寺、上積翠寺、目影、山宮、羽黒、酒折、西山、東光寺東、善光寺、北原、上野、平瀬、下帯那、上帯那、竹日向、高成、御岳、高、猪狩、草鹿沢、黒平、横根、横根三ツ石) ※見え消し線の地域は協議の場未開催です。
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当該地域は、山間地での水稻や傾斜地を利用した生食用ブドウのほか、一部では醸造用ブドウの栽培により営農されてきた。近年では、担い手の高齢化や後継者不足に加え、鳥獣被害などの課題により将来の営農継続が厳しい状況となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・山間地では、地域を担う農業者による水稻栽培の営農を継続するほか、中小規模の農業法人を含めた新たな担い手の誘致により農地利用を促進させていく。
・傾斜地では、地域を担う農業者による生食用ブドウをはじめ、一部醸造用ブドウの栽培の営農を継続するほか、中小規模の農業法人を含めた新たな担い手の誘致により農地利用を促進させていく。
・新たな担い手の誘致については、農地バンクを活用した農地利用の集積及び集約化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.08 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.08 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員及び農地銀行推進員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農地利用最適化推進委員及び農地銀行推進員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、JA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・山間地では、中山間地域等直接支払交付金対象地域での農用地を維持・管理できるよう農業生産活動の継続を推進していくとともに、多面的機能支払交付金対象組織での多面的機能を維持管理できるよう組織活動の継続を推進していく。